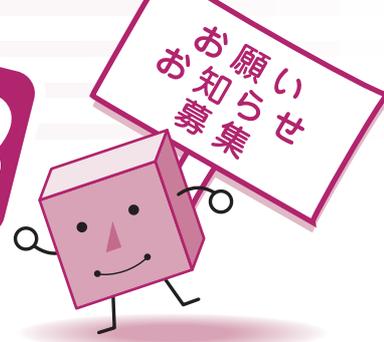


〈お問い合わせは〉

役 場	☎388-1111	松枝公民館	☎387-0156
	FAX 387-5816	総合会館	☎387-8432
北事務所	☎387-6266	福祉会館	☎387-1121
福祉健康センター	☎388-7171	子育て支援センター	☎387-2664
中央公民館 (町体育協会事務局)	☎388-3231	町社会福祉協議会	☎387-5332
教育文化課 学校教育担当	☎388-3926	児童館	☎388-0811
歴史民俗資料館	☎388-0161		



最低賃金改正のお知らせ

環境経済課

岐阜労働局では、県内で働くすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」と4業種の「産業別最低賃金」が改正されました。

最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態に関係なく、すべての労働者に適用されます。

なお、最低賃金に反する労働契約は無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

詳しくは、岐阜労働局労働基準部賃金室(☎245-8104)または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

地域別最低賃金	時間額	効力発生日
岐阜県最低賃金	685円	平成19年 10月19日

岐阜県産業別最低賃金	時間額	日額	効力発生日
陶磁器・同関連製品、耐火物製造業	714円	5,708円	平成10年 12月25日
紡績業	700円	—	平成19年 12月17日
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部・デバイス製造業	758円	—	平成19年 12月17日
自動車・同附属品製造業	796円	—	平成19年 12月17日
航空機・同附属品製造業	849円	—	平成19年 12月17日

入学通知書が届きます

羽島郡二町教育委員会

羽島郡二町教育委員会では、今年4月に小・中学校へ入学されるお子さんの保護者のかたへ、1月下旬に「入学通知書」を送付します。

入学当日には、学校へご持参くださいますようお願いいたします。

小・中学校入学予定者のかたで次に該当するかたは、ご連絡ください。

- ・入学通知書が届かなかったかた
- ・入学通知書の記載事項に誤りのあるかた
- ・指定された学校以外へ入学されるかた
- ・住所を変更されたかた
- ・特別な事情により指定学校を変更されたいかた

【連絡先】羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133

<http://www6.ocn.ne.jp/~ytk7107/>

※その他、入学についてのご相談がありましたら、ご連絡ください。

子育てサロン「みんなで遊ぼう」開催

子育て支援センター

町では、皆さんの子育てをサポートすることを目的に、乳幼児と保護者のかたが遊びをとおしてふれあう場、保護者のかたの交流の場として子育てサロンを開催します。

皆さん、お子さんと一緒にぜひ遊びに来てください。なお、当日は保育士や保健師が育児などの相談もお受けします。

【月 日】1月25日(金)

【時 間】午前10時～11時

【場 所】下羽栗会館

【対象者】乳幼児とその保護者

【問合先】子育て支援センター

※予約の必要はありません。直接会場にお越しください。

ごみの処理は(株)野々村商店に!!

株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業
(笠松町許可)

産業廃棄物収集運搬処理業

岐阜市則松2丁目157番地
TEL 058-239-9921
瑞穂市野田新田3977-1
TEL 058-327-4030

不動産取引全般

赤門不動産

羽島郡笠松町北及

☎387-3304